

選択的金融政策が打ち出される余地が残されていないが、ドル防衛に関する対外面については、貿易収支悪化に対する基本策や海外諸国の期待がともに増税の実施という一点に集中しているだけに、議会審議の成り行きいかんでは米国政府がさらに苦境に追い込まれる可能性もなしとしない。

今回の公定歩合再引上げによって、米国は再び景気調整面で金融政策独走の姿をとることになった。1966年にはこのような金融独走が住宅金融をはじめ多くの経済分野にひずみを生じさせ、さらに世界的な高金利を招来する結果となった。今回の公定歩合引上げが、再び世界的な高金利の端緒となる可能性は少ないかもしれない。しかし、米国の景気情勢に関しては、財政面からよほど強力な抑制措置が打ち出されないうちに、金融独走に伴う種々のひずみの発生を阻止することは困難ともみられている。

もちろん、連邦準備当局としてもこのような事態を生ずるような引締め強化は避けたいに違いない。しかし、本年はドル不安の激化という、一昨年の引締め時にはいまだ顕現化していなかった事態が生じており、それだけにその根源である国内のインフレ傾向の是正は焦眉の急の課題となっている。今次公定歩合再引上げとマーチン演説などに象徴される米国金融当局の決意が、議会における今後の増税、歳出削減審議にどう反映するか、注目されるゆえんである。

第2回国連貿易開発会議の成果

会議の背景と特色

1964年に開かれた第1回国連貿易開発会議(以下UNCTADと略称)に続いて、第2回UNCTADは120ヵ国以上から2千名以上の多数が参加し、本年2月1日から3月29日(会期を4日間延長)までニューデリーで開催され、今日の世界の緊急課題である南北問題を解決するため終始活発な論議が行なわれた。

南北問題を解決する方法として最も直接的な手段は、低開発国に対する援助額を増大することである。しかしながら、近年、先進国の援助額が停滞傾向をたどっていることに加えて、低開発国において債務累増の問題が深刻化してきていることから、1964年以降、UNCTAD事務局などを中心に「援助より貿易を」という声が強まってきた。今回のUNCTADはこのような背景のもとで開催されたため、援助問題に加えて、特惠問題などが主要議題として大きくクローズ・アップされた。

ところで、今回の会議を第1回会議と比較してみると、次のような特色が指摘される。

- (1) 前回の会議は、低開発国がはじめて国際的に公式に意見を述べる場を持ったという点で大きな意義があった。第1回会議の内容が、かかる場をフルに利用しようとする低開発国側の一方的な陳情になりがちであったのは、上記の事情からみてむしろ当然の結果であったということができよう。これに対し、今回の会議は、前回の会議で採択された59もの多数の勧告がその後ほとんど具体的な進展をみなかった経緯もあって、単に一方的な意見の開陳よりも勧告の具体化に主眼がおかれた結果、一部アフリカ諸国を除いてほとんどの低開発国が、いたずらに理想を追及するといった態度を改め、一方、先進国側も可能なかぎり譲歩の努力を続けたことが大きな特色として指摘される。今回採択された34の決議の大部分が、双方の合意に基づくもの(前回は、決議のほとんどが多数決による強硬決議)であったのはその現われにほかならない。
- (2) 第2に、前回会議以降、低開発国グループ内部における経済格差がしだいに拡大し、東南アジアを中心とする先発低開発国とアフリカを中心とする後発低開発国の間で必ずしも利害が一致しなくなってきた結果、特惠問題をはじめとして、南北の対立以上に両者間の意見対立が大きく表面化した。一方、先進国内部でも、とくに米国とフランスの意見が対立するなどかなりの食い違いがみられたことがあげられる。

(3) さらに、前回の会議が先進国経済の順調な発展を背景として開催されたのに対して、今回は国際通貨不安のさなかに開催されたことが大きな環境の変化として指摘されねばならない。

会議の成果

そこで、今回の会議における主要合意点についてながめてみよう。

(1) 特 恵

特惠制度を実施すること自体についてはすでに先進国と低開発国との間で合意がなされていたが、今回の会議ではその具体的な実施内容、とくに適用対象品目、既存特惠の処理、実施期間などの点をめぐって激しい議論が展開された。会議では先進国側が1967年11月のOECD閣僚理事会で決定した方針に従い、一方低開発国側は、昨年の低開発国77か国会議で採択した「アルジェ憲章」(1967年10月)の線に沿って議論が進められたが、上に述べたように、特惠問題に関しては、南北の意見対立よりもむしろ低開発国内部、先進国内部の意見対立によって特惠問題の処理がいつそう複雑化した。すなわち、特惠対象品目については農産加工品を含めるかどうかについて、低開発国内部において一次産品およびその加工品以外にこれといった輸出商品を持たないアフリカ諸国などの後発低開発国が、農産加工品全部を含めるべきであると強硬に主張したのに対し、工業化が進んでいるアジア諸国などの先発低開発国(16か国)は、あまりこの問題に固執せずむしろ先進国側に近い立場をとった。一方先進国間では、米国が農産加工品を含めることに同情的であったのに対し、日本、フランスなど米国以外の先進国は、自国農業保護の見地から終始反対の態度を堅持した。また、既存特惠をめぐっては、先進国では日本、米国がその廃止を強く主張したものの、フランスがこれに反対の態度をとり、一方、低開発国側ではアフリカ諸国が無条件廃止に反対した。このほか、実施期間、例外品目、セーフ・ガード、監督機関などの諸点についても意見の対立がみられたが、プレビッシュ UNCTAD 事務局長の説

得が効を奏し、未解決の上記諸点およびわが国がかねてから主張してきた負担公平の原則などはすべて今後の検討にゆだねることとし、基本方針のみについて次のような点で合意をみた。

- (1) 先進国は、低開発国の製品・半製品に対し一般的・無差別特惠を反対給付なしに供与する。
- (2) 後発低開発国に関しては特別の配慮を加える。
- (3) 貿易開発理事会(TDBと略称—UNCTADの下部機構)のもとに「特惠特別委員会」を新設し、その第1回会議を本年11月に開催し、また、TDBに提出する最終報告書を起草するための第2回会議を明年前半に開催する。
- (4) 特惠の実施は1970年早々(in early 1970)を目標とする。

特惠制度に関しては、従来消極的な態度をとってきた米国が、1967年前半にガットの無差別自由原則に基づくケネディ・ラウンド交渉が行きづまりを示したこともあって、特惠制度実施に踏み切るに至った経緯がある。米国としては、特惠供与によって南北問題の解決に資するとともに、世界貿易の拡大と世界経済ブロック化の阻止をねらったものとみられる。いずれにしても、今回特惠に関し国際的に合意が成立したことは、先進諸国において、最近激化した現行国際通貨体制の動揺に伴う世界貿易の縮小均衡化、経済のブロック化の懸念に直面して、大局的な見地からあらためて特惠制度実施の意義が強く認識されてきた証左であるとみられる。

(2) 援 助

次に援助に関し、まず援助量増大の目標をめぐって低開発国がアフリカ諸国を中心に、先進国の援助目標をネット支払いベースでGNPの1%とすることを強く主張し、一方先進国は、従来目標である国民所得の1%を主張し対立がみられたが、結局、先進国側が目標の達成時期を明示しないことを条件に低開発国側の要求に歩み寄ったため、次の諸点について合意が成立するに至った。

- (1) 援助量の目標をGNPの1%(注1)とする。

(2) 援助条件を、DAC(OECD開発援助委員会)勧告^(注2)の線に沿って1968年末までに緩和する(この点に関し、わが国はその趣旨は尊重するものの、1968年末までの達成は困難であるとして留保した)。

(注1) わが国の実績は、1966年中、国民所得の0.69%、GNPの0.56%。

(注2) 政府援助の8割以上を贈与もしくは期間25年以上、金利3%未満とするよう努める。なお、わが国の場合、上記条件に該当する部分は1966年中58%。

(3) 補 足 融 資

補足融資制度^(注)については、低開発国はこれまで世銀案に基づく制度の実施を主張してきたが、先進国は第2世銀(IDA)の資本金を3年間に12億ドル増資することが決定されたこともあって、今回の会議では補足融資構想の具体化を見送ることとし、結局TDBの下にある「補足融資政府間グループ」を拡大強化し、来春までになんらかの結論を出すということで合意が成立した。

(注) 特定の低開発国の輸出実績が長期・構造的な要因により、あらかじめ国際機関(世銀など)の了解のもとに策定した輸出見込み額を下回り、当該国の開発計画の実施が阻害されるおそれを生じた場合は、上記見込み額に対する資金不足分を国際機関(世銀など)が補てんしようとする制度。

(4) 一 次 産 品

一次産品価格の安定を目的とする商品協定の締結、緩衝在庫の創設などは、特定一次産品の生産・輸出国にとっては特惠問題や融資問題の解決以上の関心事である。しかしながら、かかる目的を達成するためにはばく大な資金が必要であるほか、関係国の産業調整、産業転換などの問題ともからみ利害関係が錯そうしているなどの理由もあって、とりあえず今回の会議では、砂糖、ココア、油性種子、サイザル麻等硬質繊維、天然ゴム、ジュートの6商品について国際的価格安定措置を検討するスケジュールが決定されるにとどまった。なお、その他の13商品(紅茶、鉄鉱石、綿花等)に関する商品協定、緩衝在庫、一次産品の輸入自由化などの問題については合意に達するまでには至

らなかった。

(5) 海 運

海上運賃、港湾の改善、観光開発等の問題について検討を進める旨の決議が採択されたのみで、さしたる進展はみられなかった。

わが国への影響

上記UNCTADの決議によって、わが国はいかなる影響をこうむることとなるであろうか。

まず援助に関し、援助量をGNPの1%とする勧告については、その実施時期が明示されなかったこと、また援助条件の緩和についてわが国が留保していることなどから、いずれも当面の影響はないものとみられる。ただ援助条件の緩和については、OECD加盟国の大部分がこれに賛成していることもあって、今後DACをはじめ種々の援助会議で、わが国に対する援助条件緩和の要請が一段と強まってくることが予想され、これが財政面に与える影響は見のがせないところであろう。

また、特惠が1970年早々から実施される見通しとなったことは、わが国の場合、低開発国製品と競合関係にある軽工業品輸出の比重が高い(工業製品輸出に占める軽工業製品の割合は、わが国の37%に対し米国18%、西ドイツ19%、英国25%)ため、欧米諸国の場合に比べて影響が大きいものとみられる。とくに、わが国にとって最大の輸出市場である米国などで低開発国製品と競合関係にある、はきもの、ミシン、雑貨等の軽工業品を生産している一部の産地産業には、かなりの影響があるものと予想される。

しかし、マクロ的な観点からみると、短期的には対米輸出などで若干の減少は避けられないものの、長期的には、特惠供与によるメリットを最も大きく受ける東南アジア諸国の輸出所得増大ならびに工業化の進展などを通じて、わが国のこれら諸国に対する資本財輸出が増大することが見込まれよう。なお、一方輸入面については、わが国が低開発国から輸入している製品の大半が、実質的に関税率がきわめて低い銅、アルミニウム、すず等の非鉄金属製品および石油製品であることか

ら、ほとんど影響をこうむることはないものとみられる(この点に関しては3月号「特惠問題の進展とその影響」を参照)。このように、今回のUNCTADで正式に実施が決定された特惠は、東南アジアを中心とする先発低開発国の貿易、経済の発展を促進するうえに大きな役割を果たすこととなるのみならず、わが国の産業および貿易構造の高度化を促進する要因として注目される。

国 別 動 向

欧州諸国

◇ E E C

関税引下げ繰上げ実施をめぐる動き

EEC委員会は、さきに閣僚理事会の委嘱を受け、米国の輸入課徴金等保護の手段の導入を防止するための関税引下げ(ケネディ・ラウンドに基づく)繰上げ実施について検討してきたが、4月5日具体案を各国政府に提出した。9日のEEC閣僚理事会では、これについての討議が行なわれ、概要次のようなEEC提案を採択した。

すなわち、

1. EECは米国の国際収支改善の努力を考慮し、ケネディ・ラウンドで1970年1月1日から実施を予定している第3段階の関税引下げを明年1月から実施する用意がある。ただし、この引下げ促進はガットの主要締約国、とくにEFTA諸国、日本、カナダの実施を条件とする。
2. EECは、米国がケネディ・ラウンド交渉に基づき明年1月1日から実施を予定している第2段階の関税引下げを、1970年1月1日まで延期することに同意する。
3. 上記の決定は次の前提が満たされたときに限り適用される。
 - (1) 米国が輸出入につきいかなる保護の手段をも採らないこと。
 - (2) 米国が1969年1月1日前に、ASP(American Selling Price)制度を廃止すること。
 さらに上記提案には次の付帯条項が付されている。
 - (1) 前提条件が満たされたかいなかの判定には閣僚理事会の全会一致の表決を要する。
 - (2) 米国が1969年1月1日までにASP制度の廃止に成功しなかった場合には、それを実現するまでこの提案の実施を見合わせる。